

基本目標4

安全で誰もが暮らしやすい生活環境を実現する

私たちの健康で安全・安心な生活を支える重要な要素である良好な大気環境や水環境を大切に保全していくとともに、快適な生活環境を維持するため、騒音、振動、悪臭等の都市型公害に対しても、市民ニーズを踏まえ適切に対応していく必要があります。また、本市が積み上げてきた歴史的・文化的環境を保全しつつ、東日本の中枢にふさわしい都市景観の形成に向けて取り組む必要があります。

このため、これまで行ってきた環境の状況を把握するための各種調査の継続、公害等の発生源に対する規制、都市景観の保全等の施策を推進することにより、良好な生活環境を確保し、誰もが安全で、安心して暮らせる都市を目指します。

基本目標4における施策の柱と施策の方向

施策の柱	施策の方向
4-1 大気質の保全・交通環境対策	4-1-1 大気汚染物質対策の推進
	4-1-2 交通環境対策の推進
	4-1-3 騒音・振動・悪臭対策の推進
	4-1-4 化学物質対策の推進
4-2 水質の保全	4-2-1 水質の改善に係る事業・施設整備の推進
	4-2-2 土壌・地下水・地盤環境の保全
	4-2-3 定期的な水質調査・監視の充実
	4-2-4 水質に係る調査研究、広域連携等の推進
4-3 景観の保全	4-3-1 都市景観の保全
	4-3-2 歴史的・文化的環境の保全

基本目標4における現況と課題

■指標の状況

基本目標4における成果指標の状況

基本目標1	成果指標					
	成果指標項目	基準値 基準年度	前年度値 前年度	最新値 最新年度	目標値 令和7年度	目標値 令和12年度
安全で誰もが暮らしやすい生活環境を実現する	生活環境(空気・水のきれいさ、静けさ、悪臭)に満足している市民の割合	44.8% (令和元年度)	—	32.6 (令和4年度)	50%	55%
	対前年度比	-	-	-	-	-
	対年度目標値比	-	-	△	-	-

基本目標4における目標指標の状況

施策の柱	目標指標					
	目標指標項目	基準値 基準年度	前年度値 前年度	最新値 最新年度	目標値 令和7年度	目標値 令和12年度
4-1 大気質の保全・交通環境対策	大気汚染物質の環境基準達成率	80% (令和元年度)	80% (令和2年度)	81% (令和3年度)	80%	80%
	対前年度比	-	○	○	-	-
	対年度目標値比	-	○	○	-	-
4-2 水質の保全	水質汚濁に関わる環境基準達成率(公共用水域の測定計画地点7地点)	99.2% (令和元年度)	98.3% (令和2年度)	98.6% (令和3年度)	100%	100%
	対前年度比	-	△	○	-	-
	対年度目標値比	-	△	△	-	-
4-3 景観の保全	景観重要建造物・樹木の指定件数	累計13件 (令和2年度)	—	累計14件 (令和3年度)	累計15件	累計15件
	対前年度比	-	-	○	-	-
	対年度目標値比	-	-	○	-	-

対前年度比の評価

- ：前年度より良化している。 △：前年度からの悪化の程度が10%以内である。
- ×：前年度からの悪化の程度が10%を超えている。 -：評価なし

対年度目標値比の評価

- ：年度目標値を達成している。 △：年度目標値との差が、年度目標値の50%以内である。
- ×：年度目標値との差が、年度目標値の50%を超えている。 -：評価なし

■現況

[大気環境]

市内では、一般環境大気測定局9局、自動車排出ガス測定局5局の合計14局で大気汚染の状況を常時監視しています。環境基準の定められている6物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5））のうち、光化学オキシダントを除き、全局で環境基準を継続して達成しています。

また、有害大気汚染物質についてモニタリング調査が継続的に実施されており、環境基準が設定されている4物質（ベンゼン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）については全ての地点で継続して基準を満たしています。

[水質]

公共用水域については、河川の利用目的に応じて類型が指定されており、類型ごとに水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）等について環境基準が定められています。

本市では、これらの項目について市内を流れる鴨川、芝川、元荒川、綾瀬川等の10河川23地点で常時監視を行っています。そのうち、環境基準が設定されている5河川における令和3年度（2021年度）の公共用水域の環境基準達成率は96.4%でした。

[土壌・地下水・地盤]

土壌汚染対策法及びさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づき、市内の土壌汚染の状況の把握に努めています。また、汚染された土地を管理している事業者に対しては、汚染土壌の拡散防止を指導しています。

また、地下水の水質状況を把握するため、埼玉県地下水測定計画に基づき市内を約2km四方の56区画に分け、年度ごとに調査区画を定め、その区画の中から井戸を選定し、概況調査を実施しています。令和3年度(2021年度)の概況調査では7区画7地点について調査し、全地点で環境基準を満たしました。また、過去の概況調査において環境基準の超過がみられた地点については、継続監視調査として調査を行っています。令和3年度(2021年度)は7地点で調査を行いました。この調査では、2地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、4地点でひ素が、1地点でトリクロロエチレンが環境基準を超える濃度で確認されました。地下水汚染は、原因特定や効果的な汚染除去が困難なケースが多く、濃度が環境基準を下回り、一定期間経過するまで調査を継続することとしています。

大宮・東浦和・岩槻の3観測所（沈下計2台、水位計3台）において地盤変動及び地下水位の観測を行っています。令和3年度(2021年度)は地盤変動について大宮観測所では年間-0.62mmの収縮、岩槻観測所では年間-0.33mmの収縮でした。地下水位は、大宮観測所では年間を通して緩やかに上昇しました。岩槻観測所は全体的に上昇傾向でした。浦和東観測所では全体的に上昇傾向でした。また、市内74カ所の水準点において、地盤沈下の測量を行っており、令和3年度（2021年度）は地盤沈下の目安である2cm以上の沈下は見られませんでした。

[騒音・振動・悪臭]

本市では、騒音規制法、振動規制法及び生活環境の保全に関する条例に定められた施設の設置や建設作業の実施に関する届出を受理したときや開発行為の事前協議の際に、騒音、振動の防止対策の指導を行っています。

一方、深夜営業騒音の対策としては、深夜も営業する飲食店などに対し、条例の規定基準の順守について指導を行っています。

令和3年度(2021年度)の規制対象の工場・事業場数は、騒音規制法に関して1,075件、振動規制法に関して477件で、届け出られた主な施設は、空気圧縮機・送風機、金属加工機械などです。条例の対象となる工場・事業場は、騒音に関して719件、振動に関して4件ありました。

また、杭打ち機やバックホウの使用など、比較的大きな騒音・振動を発生する可能性がある特定建設作業については、事前に市へ届出を行うことが義務付けられており、令和3年度(2021年度)の届出件数は、騒音に関するもの(さく岩機、空気圧縮機等)373件、振動に関するもの(ブレーカー等)228件でした。

自動車騒音の環境基準の維持達成を目指して5か年で市内の高速自動車国道、一般国道、県道及び4車線以上の市道をすべて監視する自動車騒音常時監視計画を平成27年度(2015年度)に策定しました。令和3年度(2021年度)は12地点で測定を実施し、17路線について面的評価を行いました。令和3年度(2021年度)評価区間の自動車騒音について、実測定を行った地点で騒音レベルが最も高くなったのは、一般国道16号で昼間は77dB、夜間は76dBでした。また、評価区間全体での昼夜環境基準の達成率は、96.4%でした。道路交通振動は、全測定地点で要請限度を下回りました。

市内の新幹線鉄道の騒音・振動については、北区の吉野町と今羽町の2地点で、軌道中心から25mと50mの地点(振動は25m地点のみ)で測定しています。昨年度と比較して騒音の値は同程度であり、令和3年度(2021年度)の騒音レベルは61~65dBで、全地点で環境基準の70dBを下回りました。また、振動レベルは51~59dBで、指針値の70dBを下回りました。

悪臭に関しては、届出制度はありませんが、悪臭防止法及び生活環境の保全に関する条例で工場・事業場に対する規制基準が定められています。

騒音・振動・悪臭の発生源に対して、申し立てがあった相談件数は、令和3年度(2021年度)は騒音182件、振動59件、悪臭52件でした。市に相談が寄せられた公害相談を迅速かつ円滑に解決することにより生活環境の保全と市民満足度の向上を図っています。

[化学物質]

ダイオキシン類は発がん性、催奇形性、内分泌かく乱性などの毒性が疑われており、塩素が存在する状態で有機物を燃焼させたときなどに発生します。

本市では、ダイオキシン類の発生を抑制するための対策を実施しており、令和3年度(2021年度)に、一般大気6地点、河川水6地点(4河川)、河川底質5地点(3河川)、土壌1地点、地下水1地点のダイオキシン類の濃度調査を実施したところ、すべての調査地点で環境基準を達成し、環境基準達成率は100%となりました。

廃棄物焼却炉を設置している工場・事業場に対して立入検査を実施し、2施設について排出ガス中のダイオキシン類濃度を測定しました。なお、排出基準を超過した事業者は、いませんでした。

[景観]

「さいたま市景観計画」及び「さいたま市景観条例」では、市全域において地域の都市景観の形成に影響を与える一定規模以上の建築物の建築等及び工作物についての建設等、外観を変更することとなる修繕などは届出を義務付けています。この届出において景観計画に適合するよう景観誘導を行い、建築物等が周辺の都市環境と調和することにより、市民が愛着や誇りを持てる優れた都市景観の形成を図っています。

また、同計画及び条例に基づき、歴史的・文化的意義のあるものや地域のシンボルとして市民に親しまれているものなどであって、良好な景観の形成に重要と認められる建造物や樹木を景観重要建造物及び景観重要樹木として指定し、保全しています。令和3年度(2021年度)末現在、景観重要建造物10件、景観重要樹木4件の計14件を指定しています。

■課題

「生活環境(空気・水のきれいさ、静けさ、悪臭)に満足している市民の割合」は減少しており、生活環境全体の向上に取り組むことが求められています。

大気質の保全については、環境基準を概ね達成するなど、継続した取組が進められていますが、広域的な大気汚染対策等も引き続き進める必要があります。また、交通環境対策については、地球温暖化対策と連動させながら取組を推進することが重要です。

水質の保全については、日常生活や事業活動において河川等への汚濁負荷を軽減するための取組を継続して進める必要があります。

また、本市の良好な都市景観や歴史的・文化的環境を次代へ継承していくための保全・活用の取組を進めていく必要があります。

4-1 大気質の保全・交通環境対策

4-1-1 大気汚染物質対策の推進

本市の大気環境は、環境基準の定められている6物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5））のうち、光化学オキシダントを除き、環境基準を達成しています。今後も良好な大気環境を維持し、市民生活の質を確保していく必要があります。

良好な大気環境を保全していくため、大気汚染の状況を把握するとともに、大気汚染物質の排出抑制のため、広域的かつ継続的な取組を推進します。

① 工場・事業場等対策

事業名	実施概要など
工場・事業場規制	著しい大気汚染の発生を防ぐため、ばい煙発生施設等を対象に立入検査を実施しています。 詳細データp.121
大気汚染に係る公害苦情	本市に相談が寄せられた大気汚染に係る公害苦情を迅速かつ円滑に解決することにより、生活環境の保全と市民満足度の向上を図ります。 詳細データp.121
石綿対策	建築物等における適切なアスベスト対策を徹底することを目的とし、所有者等を対象にアスベストに関する知識や支援制度の周知・啓発及び助言を行います。 詳細データp.121
さいたま市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金	既存建築物に使用されている吹付けアスベストなどの分析調査及び除去工事等を行なう場合、一定の要件を満たすものに費用の一部を助成し、市民の健康被害の予防と生活環境の保全を図るものです。 令和3年度（2021年度）の申請件数は、分析調査2件、除去工事2件でした。
大気汚染物質の常時監視	大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局9局、自動車排出ガス測定局5局の合計14局を設置し、環境基準が定められている6物質の観測を行っています。 令和3年度（2021年度）は光化学オキシダントを除き、全局で環境基準を達成しました。

4-1-2 交通環境対策の推進

交通は、社会・経済活動や人々の暮らしに欠かせないものですが、大気汚染、騒音・振動、温室効果ガスの排出といった様々な環境問題の原因の一つともなっているため、次世代自動車の利用や、自動車の燃費改善につながる道路整備などを進めていくことが必要となっています。

大気汚染の原因となる自動車排出ガス削減のため、低公害・低燃費車の普及、市民によるエコドライブ、エコ通勤を促進するとともに、沿道環境の整備など、道路交通の効率化のため取り組みます。

① 自動車対策

事業名	実施概要など
九都県市自動車排出ガス対策の推進	1-3-2③【九都県市自動車排出ガス対策の推進】を参照。
エコ通勤の促進	1-1-1①【エコ通勤の促進】を参照。
エコドライブの推進	1-1-1①【エコドライブの推進】を参照。
モビリティマネジメントの推進	1-3-2③【モビリティマネジメントの推進】を参照。
交通量対策	1-3-2③【交通量対策】を参照。

② 沿道対策

★：主な取組で紹介しています。

事業名	実施概要など
九都県市自動車排出ガス対策の推進	1-3-2③【九都県市自動車排出ガス対策の推進】を参照。
大気汚染物質の常時監視	4-1-1①【大気汚染物質の常時監視】を参照。
交通量対策★	自動車の交通量を減らすために、交通システムの改善、人の動きを自動車利用から公共交通機関等へ転換する「モビリティマネジメント」を推進しています。※1-3-2③【交通量対策】を参照。

★主な取組 交通量対策

モビリティマネジメントについては、市内転入者に対し過度な自動車利用から環境にやさしい交通行動への転換を促すため、「さいたま市モビリティマネジメント庁内推進委員会」を設置し、庁内関係各課と連携して、市内全区の転入者受付窓口でバス路線マップ、駐輪場マップ、コミュニティサイクルの案内などのハンドブックを封入した「モビリティマネジメントツール」を提供し、公共交通等の利用促進を呼びかけました。

今後も、モビリティマネジメントとして、自動車から徒歩・自転車及び公共交通等への転換の推進等、「移動」を「エコ」にするための促進に努めます。



【モビリティマネジメントツール】

4-1-3 騒音・振動・悪臭対策の推進

自動車騒音・振動については、道路構造や交通量等の変化に対応するため、定期的に状況を把握し、騒音、振動公害の予防に向け、道路の適正な維持管理や道路構造の見直しを行っていく必要があります。道路騒音・道路沿道振動を対象とした定期的な調査を実施し、市内の状況を監視するとともに、交通流対策や道路舗装の改良等、騒音・振動の防止・軽減対策を実施します。

また、事業活動による騒音・振動・悪臭について、発生状況の把握及び事業者に対する指導を継続します。

① 騒音・振動対策

事業名	実施概要など
騒音・振動対策	環境法令に基づき、施設の設置や特定建設作業などの騒音・振動防止対策の指導及び自動車騒音・振動、新幹線騒音・振動の常時監視を行っています。また、深夜営業騒音対策として、深夜も営業する飲食店などに対し、条例の規定基準の順守について指導を行っています。
公共工事に使用される自動車及び建設機械への指導の推進	現場環境及び大気環境の改善を目的とし、公共工事で使用する建設機械を対象に低騒音型建設機械、排出ガス対策型建設機械を使用しています。国土交通省の指定した「低騒音型建設機械」、「排出ガス対策型建設機械」の使用について設計図書に明示し、建設工事で使用することにより環境対策を推進しています。

② 悪臭対策

事業名	実施概要など
悪臭対策	本市に相談が寄せられた悪臭に係る公害苦情を迅速かつ円滑に解決することにより、生活環境の保全と市民満足度の向上を図ります。悪臭に関しては、届出制度はありませんが、悪臭防止法及び生活環境の保全に関する条例で工場・事業場に対する規制基準が定められています。悪臭の発生源に対して、申し立てがあった相談件数は、令和3年度(2021年度)は52件でした。市に相談が寄せられた公害苦情を迅速かつ円滑に解決することにより、生活環境の保全と市民満足度の向上を目指しています。

4-1-4 化学物質対策の推進

化学物質による汚染を防止するためには、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律によるPRTR制度に基づき、事業者による化学物質の排出量と移動量の届出と適正処理を徹底していく必要があります。

事業者に対して有害化学物質の適正管理を指導し、化学物質による生活環境への支障の未然防止に努めます。

① 化学物質対策

★：主な取組で紹介しています。

事業名	実施概要など
化学物質による環境リスクの低減★	化学物質の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障の未然防止を目的として、事業者を対象に化学物質の排出量及び移動量の届出制度（PRTR制度）を推進しています。
環境コミュニケーションの推進	事業者の事業内容や取り扱っている化学物質などに関する情報を市民や行政との対話を通じて、すべての関係者が正確な情報を共有し、相互理解を図るために行う取組である環境コミュニケーションを推進しています。

★主な取組 化学物質による環境リスクの低減

本市では、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質管理促進法、化管法）によるPRTR制度に基づき、届出要件に該当する事業者から、第一種指定化学物質の排出量と移動量の届出を受け付けています。

右図のとおり、令和3年度（2021年度）届出された*排出量・移動量及び届出数を過去5年度と比較すると、代替物質への移行や使用量の削減により、排出量・移動量及び届出数については減少傾向となっています。

※令和3年度（2021年度）の届出は、令和2年度（2020年度）実績となります。

令和3年度（2021年度）に届出された物質のうち、排出量の最も多い化学物質はトルエン（約386t）、次いでキシレン（約

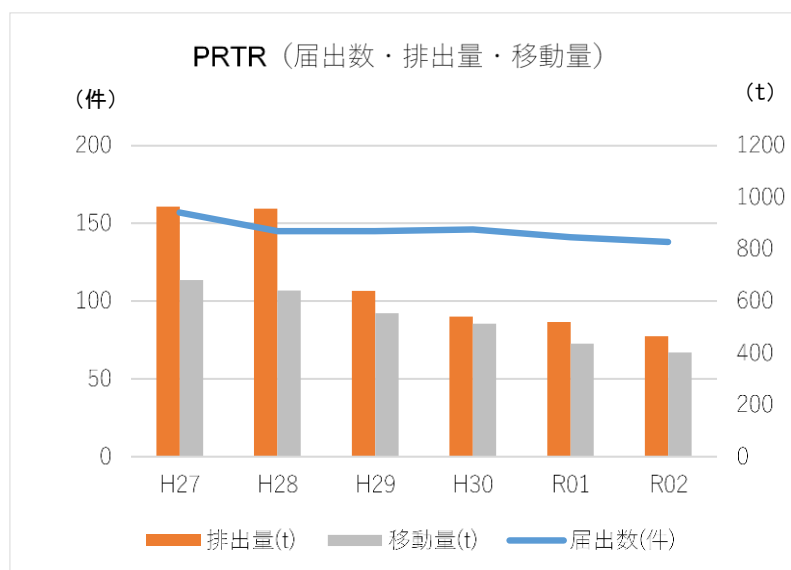
27t）となります。移動量についても、トルエン（約293t）が最も多く、次いでキシレン（約18 t）となります。

業種別では、トルエンは排出量・移動量ともにゴム製品製造業、プラスチック製品製造業の順に多く、キシレンは排出量・移動量ともに金属製品製造業が多くなっています。

PRTR制度を通じて、事業者が取り扱っている化学物質の種類や排出量等を把握することで、当該化学物質を適正に管理し、使用量の削減に努めるとともに、環境負荷の少ない代替物質へ転換を図る等自主的な改善が進んでいます。

今後については、引き続き事業者に対して、化学物質の環境中への排出の低減化を推進していく必要があります。

また、近年大規模な地震や記録的豪雨が頻発し、化学物質を取り扱う事業所から化学物質の漏洩・流出、それに伴う影響が発生しています。万一事故や災害が発生した際に、事業者が適切に応急対応し被害を最小限に食い止めることができるよう、本市から事業者に対して環境事故事例の情報共有を行うことや事業者との迅速な連絡体制を構築していくことが必要です。



4-2 水質の保全

4-2-1 水質の改善に係る事業・施設整備の推進

市内河川の水質は、悪化が著しかった昭和40年代と比べると大きく改善していますが、未だに環境基準を超過する地点がみられます。水質汚濁の原因は、生活排水、工場・事業所からの排水、雨水の地下浸透の減少等が複合的に影響していると考えられます。

日常生活や事業活動によって、河川等へ排出される汚濁負荷を軽減するため、公共下水道の整備、排出者に対する監視・指導等の排出源対策を推進するとともに、家庭における生活排水対策を促進します。

① 下水処理対策

事業名	実施概要など
下水道普及率の向上	生活環境の改善、公共用水域の水質保全等を目的に、公共下水道の整備を推進し、下水道計画区域内における公共下水道普及率の向上を図っています。令和3年度（2021年度）末の公共下水道普及率は94.4%となり、前年度と比べ0.4ポイント向上しています。
下水道接続率の向上	下水道接続率の向上を目的とし、公共下水道の工事着手時に、下水道に関するパンフレットを各戸配布するとともに、供用開始後概ね3年を経過した地域で下水道に接続していない家屋等に、下水道普及指導員による戸別訪問を実施し、下水道への切替の働きかけを行っています。
合併処理浄化槽の普及促進	浄化槽処理促進区域における生活排水対策として、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換に係る経費の一部に対し補助を行い、合併処理浄化槽の普及を促進しています。 【詳細データp.122】
浄化槽の適正な維持管理の指導実施	合併処理浄化槽の普及と適正な維持管理を促進するため、公共下水道未整備区域において、法定検査の受検促進の啓発及び指導を実施しています。 【詳細データp.122】

② 産業・生活排水に関する対策

事業名	実施概要など
工場・事業場排水に係る監視、指導の充実	水質汚濁防止法、下水道法等において排水規制対象となっている工場、事業場の立入検査を実施しています。有害物質を排出するおそれのある事業場等、排水基準を越えるおそれのある事業場を重点的に実施し、特定施設の構造や使用状況、排水処理施設等の維持管理状況の確認や排水の水質検査を行っています。 令和3年度（2021年度）は、水質汚濁防止法、下水道法等に基づく立入検査を477回実施し、排水基準不適合により36件の行政指導を行いました。
生活排水対策の啓発	4-2-1①【合併処理浄化槽の普及促進】、【浄化槽の適正な維持管理の指導実施】を参照。
公共用水域の異常水質事故対策の充実	油や有害化学物質等の流出による異常水質事故が発生した際は、被害の拡大を防止するための措置を講ずるとともに、発生原因を特定するための調査と原因者への指導を緊急に実施しています。 【詳細データp.122】

4-2-2 土壌・地下水・地盤環境の保全

土壌汚染は一度発生すると元の状態に戻るまでに長い年月がかかるとともに、その対策費用が高額になる場合が多いため、事業活動において有害物質を適切に管理することが重要です。また、本市の上水道水源である地下水について、湧水や災害対策等に活用できる貴重な自己水源を保全するためにも深井戸の運用を継続する方針であることから、地下水の採取による地盤沈下を防止していく必要があります。

有害物質等による土壌・地下水汚染対策や、人為的な地盤沈下対策等を推進するなど、土壌・地盤環境の保全に努めます。

① 土壌・地盤環境の保全

事業名	実施概要など
土壌・地下水汚染対策	土壌汚染は、土壌汚染対策法及びさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づき、市内の状況の把握に努めています。 地下水汚染は埼玉県地下水測定計画に基づき概況調査を行っており、令和3年度（2021年度）は7区画7地点で実施し、1地点でひ素が環境基準を超過しました。

4-2-3 定期的な水質調査・監視の充実

きれいな水の確保による市民生活の質の維持・向上、また、水生生物の保全の観点からも、河川や地下水の水質を良好に維持していく必要があります。

水質がどのような状態にあるかを計画的に把握し、様々な取組の進捗状況を確認するとともに、新たな課題を速やかに認識できるように調査、監視を継続的に行います。

① 水質の調査

事業名	実施概要など
水道水の水質管理の充実	令和3年度（2021年度）は、「令和3年度さいたま市水道局水質検査計画」に基づき、水道法で定められた水質基準項目及び水質管理に必要な項目について水質検査を実施し、市内すべての検査地点で常に水質基準を満たした安全な水道水が供給されていることを確認しました。
生活排水が流入する小河川・雨水幹線の水質調査の実施	生活排水の影響を直接受ける市内12の小河川や用排水路、雨水幹線（各1地点、計12地点）において、pH、BOD、SS等の水質汚濁の指標となる項目の調査を行っています。これらの河川等では類型指定がないため、水質の環境基準は定められていませんが、下流の流入先河川の基準に準じて評価しています。 令和3年度（2021年度）は、BOD（生物化学的酸素要求量）が3地点で、DO（溶存酸素）が1地点で、環境基準を超過しました。

② 水質の管理

事業名	実施概要など
汚染土壌、地下水の監視指導	4-2-2①【土壌・地下水汚染対策】を参照。

4-2-4 水質に係る調査研究、広域連携等の推進




市内の水質の保全、生物多様性の保全を図るためには、市内にとどまらず、市民、事業者、行政が広域的に連携・協働することが重要です。

河川や地下水の水質調査に加え、良好な水環境を構築するための調査研究を推進し、市内外の機関との広域的な連携や市民等との連携により水質の改善に取り組みます。

また、庁内関係部署、住民、関係機関・団体等と連携し、水質の保全に取り組んでいきます。

① 水質に係る調査研究

事業名	実施概要など
新たな水質調査事業の検討	市内河川の水質・生物多様性の状況を把握・評価し、良好な環境を保全するための研究を推進します。  詳細はコラムp.120

② 水質に係る連携

事業名	実施概要など
庁外組織との連絡会等による水質改善	3-1-4①【流域自治体間での連携及び協力】を参照。

4-3 景観の保全

4-3-1 都市景観の保全

市民の生活に潤いと安らぎを与える良好な都市景観を維持していくためには、住環境や景観が調和した市街地の形成を計画的に進めていくことが必要です。

景観重要建造物や景観重要樹木の指定、無電柱化、屋外広告物の適正化などの取組により、良好な都市景観の保全を図ります。

① 良好な都市景観の保全

★：主な取組で紹介しています。

事業名	実施概要など
建築行政事務事業／建築協定	建築協定は、住宅地としての良好な環境や商店街としての利便性をより高度に維持・増進することなどを目的として、建築物の形態や用途などに関する基準を土地所有者などが申し合わせて、全員の合意により協定を結び、運営していく制度です。 詳細データp.123
無電柱化の推進★	首都直下地震や大型台風などの自然災害への対策、バリアフリー整備と合わせた安全で歩きやすい歩行空間の確保、優れた都市景観の形成などを目的に、「さいたま市無電柱化推進計画」に基づいて、防災上の重要な道路やバリアフリー経路などを対象として無電柱化を進めています。
景観重要建造物及び樹木の指定	景観計画区域内において、外観の優れた建造物（建築物及び工作物）及び樹木が除却、伐採、外観の変更等によりその地域全体の良好な景観が大きく損なわれるのを防ぐため、景観重要建造物、樹木へ指定し、外観の保全を図るものです。 現在までに、景観重要建造物を10件、景観重要樹木を4件指定しています。令和3年度（2021年度）は、浦和博物館を景観重要建造物として新たに指定しました。
景観啓発事業の推進	「都市景観形成基本計画」に基づき、小学生を対象とした出前講座や、景観を題材にした絵本やゲームを使用する景観教室の実施や、教材の貸出等を行っています。 また、庁内職員を対象に、景観形成の意識啓発、市内公共施設整備の際の、景観配慮の手法の学習を目的とした、「景観研修」を実施しています。
都市景観形成の推進	「景観計画」に基づく大規模建築物等への景観誘導や、景観重要建造物・樹木の指定制度を活用し、良好な景観の形成を図ります。 令和3年度（2021年度）は109件の届出があり、すべての届出において景観形成基準への適合を確認しています。
都市景観形成基本計画の推進	本市の地域特性を活用した魅力ある景観の形成と、無秩序な景観を修復し、次代へ良好な都市景観を継承するために、「さいたま市都市景観形成基本計画」において、①理念と目標、②方針、③推進方策を提示し、市民、事業者、行政の共通の指針とするものです。 詳細データp.123

★主な取組 無電柱化の推進

「さいたま市無電柱化推進計画」に基づき、一般県道鴻巣桶川さいたま線などにおいて電線共同溝工事を行いました。引き続き、電柱の撤去に向けて電線管理者等との協議・調整を進めていきます。

無電柱化のイメージ



※ 見沼区東大宮 市道11046号線（東大宮駅東口駅前通り）

無電柱化事業の推進にあたっては、電線管理者との協議・調整に時間が必要となります。また、電線共同溝本体を設置し、ケーブルを入溝した後に電柱を撤去するため、事業の完了まで数年を要する状況です。

② 環境美化の推進

事業名	実施概要など
屋外広告物適正化推進事業	屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の許可、屋外広告業の登録、違反広告物については是正指導、簡易除却等を行うとともに、キャンペーンや市民ボランティア組織による違反広告物の撤去制度等により屋外広告物の適正化を推進します。 詳細データp.123

4-3-2 歴史的・文化的環境の保全

地域の歴史的・文化的な遺産や街並みなどを守っていくためには、市民や事業者、学校、市などすべての主体の意識啓発を図り、有効に活用していくことが大切です。

市民が愛着を持てる環境を次の世代へと引き継いでいくため、歴史的・文化的資源の観光資源としての利用など、有効利用に取り組みます。

① 歴史的・文化的環境の保全及び活用

★：主な取組で紹介しています。

事業名	実施概要など
歴史的資源の活用★	地域の「歴史的・文化的遺産は、物や技、自然など様々な形態として残されており、これら環境資源を保存・活用し、次の世代へと引き継いでいきます。
歴史文化探索ルート・観光モデルコースの設定	本市への誘客、周遊促進を目的とし、市内外からの観光客を対象に、本市の歴史や文化を探索するルートとして「さいたま市内半日観光ルート」を設定し、8つのルートを紹介しています。
盆栽関連施設を活用した魅力づくり	本市への誘客、周遊促進を目的とし、市内外からの観光客を対象に、大宮盆栽や大宮盆栽美術館のPRを実施したり、大盆栽まつりに合わせて盆栽四季の家で大宮盆栽村おもてなしイベントを開催しています。

★主な取組 歴史的資源の活用

地域で愛され培われてきた歴史や文化は、地域の個性を生み出すとともに、住民の地域への愛着を育み、本市の景観や風土を形成する貴重な重要な環境資源です。

これらは郷土の先人たちが我々に残してくれた歴史的・文化的遺産で、物や技、自然など様々な形態として残されており、どれも時空を超えたかけがえのない宝物です。これら環境資源は保存・活用し、次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

本市には、令和4年（2022年）4月1日現在、国・県・市指定文化財が527件所在しています。

また、本市の歴史的・文化的遺産に触れ合えるような施設が整備されています。

- ・さいたま市立博物館
- ・さいたま市立浦和博物館
- ・浦和くらしの博物館民家園
- ・旧坂東家住宅見沼くらしっく館
- ・鴻沼資料館
- ・与野郷土資料館
- ・土器の館
- ・岩槻郷土資料館
- ・旧高野家離座敷
- ・岩槻藩遷喬館

地域の歴史的・文化的な遺産や街並みなどは、文化財や景観地等の指定などにより、保護保全すべき財産として制度的に守っていくとともに、市民や事業者、学校、市などすべての主体の意識啓発を図ることも大切です。

本市の指定・登録文化財件数（件）

	国指定		県指定	市指定	合計
	国宝・特別	重要文化財			
有形文化財	2	2	53	287	344
建築物			5	38	43
絵画			9	10	19
彫刻			6	48	54
工芸品	2	1	12	30	45
書跡				9	9
典籍			1	1	2
古文書			13	56	69
考古資料			4	46	50
歴史資料		1	3	49	53
無形文化財			1	1	2
無形文化財			1	1	2
民俗文化財		2	8	51	61
有形民俗文化財		1	8	35	44
無形民俗文化財		1		16	17
記念物	1	3	14	102	120
史跡		2	7	34	43
名勝					
天然記念物	1	1	4	68	74
旧跡			3		3
合計	3	7	76	441	527
国登録有形文化財					15

令和4年（2022年）4月1日現在





水質調査事業

- 地方環境研究機関等と国立環境研究所とのⅡ型共同研究（災害時の緊急調査対応、生物を使った調査等）へ参加しました。
- マイクロプラスチックの継続調査（市内3河川）
市内の鴨川、芝川、綾瀬川において、埼玉大学と共同で河川中のマイクロプラスチックの実態調査を行いました。
- 市内4河川の水生生物調査
市内の鴨川、芝川、元荒川、綾瀬川において、水環境と生物多様性の状況を把握・調査するために、水生生物調査（魚類・植物・底生生物）を実施しています。
令和3年度（2021年度）は底生生物調査を行い、39科51種を確認しました。
- 環境情報の発信
さいたま市健康科学研究センターで開設している「サイエンスなび」において、市内環境情報を発信しました。よりわかりやすく伝えるために、地理情報システム（GIS）を活用し、作成した情報について、ホームページに掲載しました。
調査結果について評価する方法や、市民にわかりやすく結果を発信する方法について引き続き検討していきます。

「サイエンスなび」

健康科学研究センターでは、健康や暮らしに関する科学情報や自然環境に関する科学情報を「サイエンスなび」で、以下の5つのジャンルに分類して情報発信を行っています。

- ①「健康と暮らし」…生活の中で、知っている则安心・安全につながる身近な科学情報を発信
- ②「暮らしのサイエンス」…生活の中で、知っている則役に立つ身近な科学情報を発信
- ③「知って楽しむサイエンス」…幅広い世代において楽しむことができる身近な科学情報を発信
- ④「科学の体験館」…健康科学研究センターで実施の「サイエンスラボ」の情報や家庭でできる科学実験の紹介
- ⑤「資料館」…検査項目、基準値などの情報や関係機関へのリンク集

※地理情報システム（GIS）を活用した河川水質改善状況については、「知って楽しむサイエンス」の「地図で見るサイエンス」に入っています。



4-1-1①【工場・事業場規制】

大気汚染防止法及びさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づき、工場・事業場に対して規制・指導を行っています。

令和3年度(2021年度)は150回、延べ285の立入検査を実施し、施設の維持管理や必要な届出についての指導を157の施設に対して行いました。

また、施設規模の大きい施設に対しては、市で排出ガスの分析を行う行政検査を実施しました。令和3年度(2021年度)は、1事業所に対して行政検査を実施し、基準値を超えていないことを確認しました。

大気汚染関連事業所への立入検査等数

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
立入検査事業所	143	141	209	164	150
“ 施設数	230	246	378	425	285
指導施設数	69	20	56	64	157
行政検査施設数	4	3	3	3	1
“ 適合率	100%	100%	100%	100%	100%

施設管理者が適切な施設の維持管理を行うよう、立入検査を続けていく必要があるうえ、より効果的な検査を実施する必要があります。

4-1-1①【大気汚染に係る公害苦情】

令和3年度(2021年度)の大気汚染に関する公害苦情件数は179件でした。これは、公害苦情全体の約37%を占めています。近年は、野外焼却に関する苦情が多く、令和3年度(2021年度)においても、大気汚染に関する苦情の約55%が野外焼却に関するものとなっています。

大気汚染に関する苦情件数の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
大気汚染に関する苦情件数(件)	179	199	207	171	203	179

住宅地に隣接する家庭菜園やレジャー農園での野外焼却に対する苦情が増えており、今後、引き続き近隣への配慮について周知・啓発していくことが必要です。

4-1-1①【石綿対策】

令和3年度(2021年度)は、大気汚染防止法に基づく届出のあった建築物の解体等工事現場への立入検査を36件実施し、石綿等濃度測定を34件行いました。測定の結果、1件で敷地境界基準である石綿繊維数濃度10本/Lを超過し、原因究明と対策を指導しました。また、石綿飛散防止対策が講じられないまま行われた解体工事1件について、大気汚染防止法に基づき行政処分を行いました。

届出及び立入検査状況

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
届出件数	76	89	48	73	34
立入検査件数	89	91	54	86	36
行政検査件数	81	84	53	80	34
基準超過件数	1	0	0	0	1

また、市内一般環境中の石綿モニタリング調査を各区1地点の計10地点で年2回実施し、2回とも10地点すべてで石綿を検出ませんでした。

石綿一般環境調査結果

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)
石綿検出地点数	0	0	0	0	0

引き続き、大気汚染防止法及びさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づき、石綿の飛散防止対策を徹底するように監視・指導する必要があります。

4-2-1①【合併処理浄化槽の普及促進】

令和3年度(2021年度)は、22基の転換に対し補助金を交付しました。

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)
転換基数	23基	23基	25基	25基	22基

合併処理浄化槽への転換が促進されるよう補助金制度を継続し、引き続き、効果的な啓発方法等を検討していきます。

4-2-1①【浄化槽の適正な維持管理の指導実施】

浄化槽法第7条や第11条に基づく法定検査の受検促進等の啓発、指導を行いました。

浄化槽法第11条に基づく法定検査の受検率の推移

	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)
受検率 (%)	5.2	5.9	8.9	11.8	12.3	16.5

広報誌、WEBページ、浄化槽講習会等による啓発並びに未受検者への受検案内文書の送付及び訪問指導により、浄化槽法第11条に基づく法定検査の受検率向上を図る必要があります。

4-2-1②【公共用水域の異常水質事故対策の充実】

令和3年度(2021年度)は8件の異常水質事故が発生しました。事故の内容は、魚のへい死が4件、油の流出が3件、その他1件となっています。4件については原因を特定することができ、原因者に対し改善指導を行いました。

過去5年間の異常水質事故件数の推移

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)
異常水質事故件数 (件)	19	25	21	17	8

市内の小河川や水路は暗渠の部分が多いために原因の特定が困難な場合が多く、効果的な追跡方法がないことから、事業者に対し、異常水質事故防止のための啓発や未然防止指導を行うことが必要です。

4-3-1①【建築行政事務事業／建築協定】

本制度の周知や相談の受付、建築基準法に基づいた各種手続きを行っており、令和3年度（2021年度）に更新を行った建築協定は1件でした。

建築協定の認可件数の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
建築協定の認可（件）	更新1 廃止1	更新1	更新1	更新3	更新0	更新1

※建築協定区域数は13地区

時間的経過や世代交代などにより更新の継続が難しくなっており、継続的な制度の啓発や住民発意の地区計画への移行などを踏まえた相談・助言を行う必要があります。

4-3-1①【都市景観形成基本計画の推進】

「都市景観形成基本計画」に基づき、小学生を対象とした出前講座や、景観を題材にした絵本やゲームを使用する景観教室の実施や、教材の貸出等を行っています。

令和3年度（2021年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、市内小学校等での出前講座、景観教室の実施の実績はありませんが、教材の貸出を2回行っています。

また、庁内職員を対象に、景観形成の意識啓発、市内公共施設整備の際の、景観配慮の手法の学習を目的とした、「景観研修」を実施しています。令和3年度（2021年度）は11月に実施しました。

また、平成22年度（2010年度）に作成した「さいたま市景観計画」に基づき、一定規模以上の建築物等の新築等に際して、本市への届出を義務化することにより、景観に大きな影響を与える大規模建築物等への景観誘導を行っています。令和3年度（2021年度）は109件の届出があり、すべての届出において景観形成基準への適合を確認しています。

景観計画に基づく届出件数の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
景観計画に基づく届出件数（件）	99	128	118	104	87	109

「景観形成基本計画」について、「景観計画」に比べ市民、事業者、行政の認知度が低く、周知啓発の取組の強化や、景観計画との統合について検討を行う必要があります。

4-3-1②【屋外広告物適正化推進事業】

屋外広告物の適正化を図るため、市職員、委託業者及び違反広告物ボランティア撤去団体による違反広告物の撤去を実施しました。

違反広告物撤去件数の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
違反広告物撤去件数（件）	15,803	14,940	16,982	15,636	11,237	8,393

市職員、委託業者及び違反広告物ボランティア撤去団体による撤去活動を継続して行っていますが、今後も屋外広告物法及び同法に基づく条例の周知、違反広告物に対する市民や企業、団体等への意識啓発等が必要です。

また、違反広告物ボランティア撤去団体の新規参加に向けて、広報活動等に取り組みます。